

☐ web申請をしました

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書



令和 年 月 日	厚岸町長 殿	整理番号										
住 所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください。		ふりがな										
		氏名										
		個人番号										
電話番号		生年月日	明・大・昭 平・令									

上記太枠内はご確認の上、必ずご記入ください

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- （注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- （注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいいます。	
（1） 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者	
（2） 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

ワンストップ申請はこの申請書とともに 1～3 のいずれかの書類を郵送してください。

1. 個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方 ⇒ カードの表と裏のコピー ※裏面は本人確認書類側に貼ってください。
2. 個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方で通知カードをお持ちの方 ⇒ 通知カードのコピー + 下記本人確認書類から1種類（コピー）
3. 個人番号(マイナンバー)カード及び通知カードをお持ちでない方 ⇒ 個人番号付き住民票のコピー + 下記本人確認書類から1種類（コピー）

①個人番号（マイナンバー）確認書類（貼付け台紙）	②本人確認書類（貼付け台紙）
個人番号カード（表）のコピー	個人番号カード（裏）のコピー
通知カードのコピー または 個人番号付きの住民票のコピー	いずれか一つ ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ パスポート ・ 在留カード ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 特別永住者証明書